

政 委 第 4 0 号  
平成 27 年 1 月 9 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員 長 山 口 修 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

平成 25 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 26 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成 25 年度における業務の実績に関する評価、中期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果等の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

平成25年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における厚生労働省所管19法人（国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

**【各府省所管法人共通】**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

**（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）**

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価に

については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成とな

った要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意

して評価を行うことが必要である。

**(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

**(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

**【国立健康・栄養研究所】**

- ・ 国民健康・栄養調査の集計業務については、年度計画において、調査票の受理後7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出することが数値目標となっているが、調査客対数が前年度の4倍に増えた拡大調査であったことから、調査原票の整理修正等に時間を要し、実績は10ヶ月となっている。

このように、目標を下回る実績であるにもかかわらず、①本集計業務について、正確な集計を行ったこと、②精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で開催したこと、③「食事しらべ（2013年版）」を作成したことなどを総合的に勘案し、健康増進法に基づく業務全体としては中期計画を上回っているとして、A評定（5段階中上から2番目の評定）を付している。

しかしながら、集計を完了し厚生労働省へ提出した実績（10ヶ月）は数値目標（7ヶ月）を下回っていることは明らかであり、その他の関連する業務の実績が計画を上回っていることと併せて業務全体をA評定とした根拠について明確な記述がない。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的にかつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、A評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【福祉医療機構】

- ・ 業務管理（リスク管理）の充実については、中期計画において、「ガバナンスの更なる高度化」や「機構が被るリスクの抑制に努める」という目標が設定されている。

貴委員会の評価結果をみると、①金融検査マニュアルに基づく新たなガバナンス態勢の整備を推進したこと、②本法人の被るリスクの抑制に努めるなど、中期計画に定められた事項について、閣議決定を踏まえより具体的かつ様々な取り組みを実施したこと、などを踏まえ最上級のS評定が付されている。

しかしながら、当該業務実績が具体的にどの程度「中期計画を大幅に上回っている」かについての根拠が明確に記載されておらず、最上級のS評定とするには疑義がある。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定と

した根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【医薬品医療機器総合機構】

- ・ 新医薬品の審査に係る数値目標は、①優先品目については、総審査期間9ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間3ヶ月、②通常品目については、総審査期間12ヶ月、行政側期間9ヶ月、申請者側期間3ヶ月とされている。

このうち、行政側期間については、優先品目で目標6ヶ月に対して平成25年度の実績は3.6ヶ月、通常品目で目標9ヶ月に対して25年度の実績は6.7ヶ月となっている一方で、申請者側期間については、優先品目で目標3ヶ月に対して25年度の実績は3.8ヶ月、通常品目で目標3ヶ月に対して25年度の実績は4.6ヶ月となっており、申請者側期間はいずれも目標を下回っている。

また、総審査期間について、優先品目は目標9ヶ月に対して平成25年度の実績は7.2ヶ月となっているが、通常品目は目標12ヶ月に対して同年度の実績は11.3ヶ月となっており、目標を大幅に上回っているとは言えない。

このような状況であるにもかかわらず、全体として最上級のS評定とされている。

また、その理由として「新医薬品の最多承認件数を実現した」ことが挙げられているが、優先品目の承認件数は平成24年度が53件だったのに対し平成25年度が42件と、平成24年度の実績を下回っており、承認件数全体の増加も4件（平成24年度は134件、平成25年度は138件）となっていることから、最上級のS評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- ・ 国庫納付金の納付については、本法人が平成26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されたため、本法人としての業務実績評価は平成25年度が最後となること



から、改組後の平成26年度に実施予定の国庫納付について、平成25年度に前倒しして評価を行っている。

平成26年度に実施予定の国庫納付は、従来の病院施設譲渡に伴う収入に加え、改組に伴う病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めて行う必要があり、清算作業を委託先3団体との間で行うなど、例年にない特別な業務を円滑に進めたものであり、国庫納付額もこれまでで最大規模のものとなることと合わせて最上級のS評定が付されている。

しかし、改組については平成23年度に決定していることであり、改組にあたり、平成25年度に委託先3団体との清算作業が発生することは予想され、発生する清算剰余金が多額になることも事前に把握できたものと考えられ、評価において「例年にない清算作業」を実施したこと及び「国庫納付額もこれまでで最大規模」となったことは、計画通りに業務が実施された結果であり、最上級のS評定とすることは困難であり、評定を見直す必要がある。さらに、未だ実施していない国庫納付についての評価は、改組後に実施すべきであり、この点についても不適切な評価であると考えられる。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

#### 【国立がん研究センター】

- ・ 「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、「生物統計部門を設置し、臨床試験／臨床研究に対するコンサルテーション体制を継続的に実施するとともに、臨床試験に関する基礎およびアドバンスドコースの教育プログラムを継続的に実施し、生物統計に関しても教育コースを開始したこと」等を総合的に評価して、平成24年度のA評定（5段階中上から2番目の評定）から、平成25年度は最上級のS評定に上げている。

しかしながら、上記業務実績は年度計画の範囲内で行われたものにすぎず、中期計画を大幅に上回ったとする根拠が明確にされていないことから、S評定とした根拠が不明確である。

また、S評定とした各委員の評定理由には、治験実施件数や国際共同治験実施数が中期計画等を上回っていることを挙げているものがあるが、これらは「病院における研

「研究・開発の推進」とは別の評価項目である「臨床を志向した研究・開発の推進」の数値目標であり、このように別の評価項目の数値目標を用いて評価を行うことは適切ではない。

今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### **【国立精神・神経医療研究センター】**

- ・ 「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、各委員の評定理由に、治験実施数が増えていることを高く評価しているものが存在するが、治験実施数は「病院における研究・開発の推進」とは別の評価項目である「臨床を志向した研究・開発の推進」の数値目標であり、このように別の評価項目の数値目標を用いて最上級のS評定とすることは適切ではない。

今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構及び年金・健康保険福祉 施設整理機構】

上記4法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成25年度における業務の実績に関する評価、中期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果等の通知について」

（平成26年8月26日付け独評発第0826047号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。